



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

平成 28 年 1 月号

《 所長便り 》

謹んで新年のご祝辞を申し上げます
旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。本年もよろしくお願いたします。

さて、新春号は、毎年恒例三上税理士法人&行政書士事務所の決算公開号となっています。顧問先のみ別紙にて公開となります。

皆さんが私の事務所の決算と経営計画を見てどう思うか？ハラハラドキドキです。少しでも多くの社長の皆様が経営計画を見て、「計画を作るのも良いものだな」と刺激を受けてもらえれば幸いです。

もし、経営計画の作成の仕方がわからないということであれば、アドバイスしますので、何なりとお申し付けください。

《 経営情報 》 文責：大矢

今回は所得控除の一つ、寡婦控除・寡夫控除を取り上げたいと思います。

〈寡婦控除と寡夫控除〉

寡婦控除は、女性の納税者が所得税法上の寡婦に当てはまる場合に受けられる所得控除です。控除できる金額は 27 万円、特定の寡婦に該当する場合には 35 万円となります。

寡婦とは、納税者本人が、原則としてその年の 12 月 31 日の現況で、次のいずれかに当てはまる人です。

- ① 夫と死別し、若しくは離婚した後婚姻をしていない人、又は夫の生死が明らかでない一定の人で、扶養親族がいる人又は生計を一にする子がいる人です。この場合の子は、**総所得金額等**が 38 万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない人に限られます。
- ② 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、**合計所得金額**が 500 万円以下の人です。この場合は、扶養親族などの要件はありません。

また特定の寡婦の要件は下記の通りです。

寡婦に該当する方が次の要件のすべてを満たすときは、特定の寡婦に該当し、寡婦控除の額を 27 万円に 8 万円を加算した 35 万円とする特例があります。

- (1) 夫と死別し又は離婚した後婚姻をしていない人や夫の生死が明らかでない一定の人
- (2) 扶養親族である子がいる人
- (3) **合計所得金額**が 500 万円以下であること。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

次に寡夫控除は、男性の納税者が所得税法上の寡夫に当てはまる場合に受けられる所得控除です。控除できる金額は 27 万円です。

寡夫とは、納税者本人が、原則としてその年の 12 月 31 日の現況で、次の三つの要件のすべてに当てはまる人となります。

- (1) 合計所得金額が 500 万円以下であること。
- (2) 妻と死別し、若しくは離婚した後婚姻をしていないこと又は妻の生死が明らかでない一定の人であること。
- (3) 生計を一にする子がいること。

この場合の子は、総所得金額等が 38 万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。

上記の通り、男性・女性で寡夫・寡婦の要件が異なりますので注意が必要となります。

《 今月の税務 》

- ・ 11 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…2 月 1 日
- ・ 5 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…2 月 1 日
- ・ 源泉徴収票の交付 期限…2 月 1 日
- ・ 支払調書の提出 期限…2 月 1 日
- ・ 給与支払報告書の提出 期限…2 月 1 日
- ・ 固定資産税の償却資産に関する申告 申告期限…2 月 1 日
- ・ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第 4 期分) 納付期限…2 月 1 日

《 行楽日記 》 文責：大久保

今月の行楽日記は親バカ日記です(*^*)

我が家の小学 3 年生の息子・6 年生の娘はともに音楽教室に通っています。2 人ともグループレッスンとピアノの個人レッスンそれぞれ発表会があるのですが、例年 11 月・12 月はグループレッスンの発表会が続きます。

今年度は 11 月 22・23 日に春日井市民会館でグループのアンサンブル発表会、12 月 27 日に文化フォーラム視聴覚ホールで自作曲を発表するジュニアオリジナルコンサートがありました。

特に 6 年生の娘は、今年度でグループレッスンの過程が終了することもあり、グループでの発表会は最後になります。

今のグループのメンバーは 3 年生の時に進級して以来のメンバー。8 人からスタートしましたが、塾・他の習い事や転居などの事情で今は女子 5 人です。

レッスンが終わると皆でワイワイキャーキャー楽しくおしゃべりしている 5 人の姿は小学 6 年生そのものですが、切磋琢磨という言葉がぴったりで、それぞれお互い高め合いながら続けてきました。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

そんな彼女たちの最後のアンサンブル、曲は「come across the wind ～風たちとの出逢い」



「世界ウルルン滞在記」で使われていたメインテーマで、今回はテンポの速いタンゴアレンジ。アコーディオンの音とピアノで構成されたとても大人っぽいものでした。本番のステージは予想をはるかに上回る素晴らしい演奏で、鳥肌が立つほどでした。先生の「この子たちはちゃんと演奏で勝負ができるからこの曲を選びました。」という期待にしっかり応えたと思います。

そしてジュニアオリジナルコンサートでは、1年かけて先生と一緒に作った曲を1人ずつ演奏し、最後にグループ全員で合唱。合唱した曲はグループの内の1人が作った曲に歌詞をつけたものでした。歌詞も素敵で、なんだか一足早い卒業式を見ているような気持ちになってしまいました。

年中から通い始めた音楽教室。

本人の希望で始めた初めての習い事でしたが、思い返せば「レッスンに行きたくない」などと言うことは一度もなく、家で練習しない日は1年のうち5日ほど。

それを娘がこの8年間続けてこられたのは、今までグループレッスンで一緒させていただいたお友達やお世話になってきた先生方のおかげだなあ、と感謝の念で胸がいっぱいになるそんな年の瀬でした。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info